

大津っ子まつり火気等取扱要領

1 趣旨

この要領は、大津っ子まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主催する大津っ子まつりの開催に際し、実行委員会が火気等を取扱う団体に必要な事項を定める。

2 火気等の取扱団体

火気等の取扱いは、実行委員会に申請をした団体に限り使用できることとする。

3 防火責任者

火気等取扱団体（以下「団体」という。）は、当該団体のうちから防火責任者を定め、実行委員会に届け出ること。

4 消火用具の設置

火気使用場所には、消火器等の消防用具を適切に設置すること。

5 火気器具（こんろ、鉄板焼き等）の取扱い

- （１）火気器具とダンボールや油等の可燃物とは、安全な距離を確保し、不燃性の台の上で使用する。
- （２）火気器具の周囲は常に整理整頓し、可燃物を放置しないこと。
- （３）火気器具は地震等により可燃物が落下、接触しない場所で使用する。
- （４）火気器具は地震等により容易に転倒落下しない安定した状態で使用し、使用中に燃料補給や、持ち運びを行わないこと。
- （５）火気器具はガソリンやプロパン等の可燃ガスが滞留する恐れのない場所で使用する。

6 プロパンガスの取扱い

- （１）ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付け、ひび割れ等の劣化がないか点検すること。
- （２）プロパンガスボンベは、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう固定すること。

7 ガソリンの取扱い

発電機等は、事前にガソリンを満タンにし、携行缶によるガソリンの持ち込みは原則行わないこと。必要な場合は、実行委員会に申し出、許可を得ること。

8 講習会への参加

火気等取扱団体の防火責任者は、実行委員会が主催する火気等取扱いに関する講習会に必ず参加することとする。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

この要領は、令和5年9月1日から施行する。